

短期語学留学プログラム 定型約款

記載金額は、全て税込価格です。ただし、第2条(契約の申込みと成立)に定める「留学費用の一部金」及び第9条(申込み後の取消しと返金)に定める取消料(第9条※1記載額)は除きます。また、各条項にて記載されている金額に対する消費税率は、消費税法の改正があった場合、改定後の消費税率に基づく消費税額相当分が変更になります。

第1条 (定型約款)

申込希望者は、短期語学留学プログラム定型約款(以下「本約款」といいます。)を承諾の上、株式会社留学ジャーナル(以下「当社」といいます。)に対し、短期語学留学プログラム(以下「留学プログラム」といいます。)に含まれる各種サービスを申し込みます。なお、本約款は留学プログラムの申込契約の内容となります。

第2条 (契約の申込みと成立)

(1)本約款における申込希望者による留学プログラム契約の申込みと成立は、申込希望者が、当社に対して本約款に基づき、所定の「短期語学留学申込書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、申込金として留学費用の一部金にあたる30,000円(非課税)を受領確認したときをいいます(当社が申込みを承諾した申込希望者を以下「申込者」といいます。)。なお、留学プログラム契約の有効期間は、原則として申込契約の成立日から1年間です。申込者の都合により、申込み後1年以内に留学手続を開始されない場合は、契約期間の満了により契約終了となります。その際の申込金は、第15条(契約終了後の取扱い)により返金しません。

(2)留学先学校または研修先機関(以下「留学先」といいます。)が決定し、留学手続を開始するとき、当社はその確認として申込者に対し出願申込を承諾する旨の書面(留学手続引受確認書)を発送します。または、当該確認書を電子的通知によりご連絡する場合があります。

(3)申込みの段階で、留学先が定員に達している可能性が高い場合、または滞在先の受入れが混み合っている等の事由で申込者の希望する手配ができない可能性が高い場合、当社は申込者の承諾を得て、可能な代案を提示の上、手配努力します。ただし引受けにおいて別途定める「留学プログラム特約」の適用を条件とする場合があります。結果として希望する手配ができなかった場合でも、第12条(免責事項)によりお預かりする申込金は返金しません。

第3条 (拒否事由)

当社は、申込者から、本約款に基づく留学プログラムの申込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数認められるときは、申込者からの申込み等をお断りすることがあります。

(1)申込者の性別、年齢、資格、技能その他条件が、当社及び留学先の指定する条件を満たしていないことを当社が認めたとき。

(2)申込者が未成年である場合または学生の場
合、申込みについて親権者(保護者等)の同意が

ないとき。

(3)申込者が希望する留学先の定員に受入れ可能な余裕がない場合等、客観的に手配できる可能性がないことが明らかとなるとき。

(4)申込者が希望する留学先・留学時期の申込手続の期限までに、留学手続が完了できる見通しがないとき。

(5)申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。

(6)申込者が留学先への入学希望時期から遡って入学手続を開始されることもなく、1年以上経過したとき。

(7)その他、当社が不適当と認めたとき。

第4条 (プログラムの範囲)

留学プログラムは、申込者の希望する留学先に対する留学申込手続の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申込者の希望する留学先への合格や留学先での課程終了等、その他留学中あるいは留学終了後の申込者に対して何らの保証をするものではありません。留学プログラムに含まれるサービスは次のとおりです。

(1)入学手続

入学願書の作成や書類の送付及び留学費用の送金、入学許可の取付け等、入学手続を行います。

(2)滞在先手続

当社は、申込者が留学する際の寮・ホームステイ滞在等の申込手続を代行します。ただし、申込者の希望により入寮またはホームステイを希望しない場合、もしくは希望留学先が寮等の滞施設を持たない場合や申込手続の代行ができない場合、当社は原則として、この滞在先手続の代行はしません。

希望留学先によっては、申込者の出発日以前に寮またはホームステイ等の滞在先住所・部屋番号がわからない場合があります。寮の場合、1人部屋か否か、またはルームメイト等について、申込者の希望が通らない場合もあります。また、ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在する場合があります。当社の責によらない事由で申込者の滞在先が確保できない場合、または申込者の希望どおりの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失等による場合は、第13条(損害の負担)の定めによるものとします。

(3)オリエンテーション

当社は、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保険・通信手段の利用方法、海外危険情報、その他留学生活に必要な不可欠な情報を提供する「生活準備講座」と、出発直前に行う「出発前の最終ガイダンス」等のオリエンテーションを行っております。これらはオンラインまたは動画配信により提供しますが、状況により対面で開催する場合があります。なお、オリエンテーションの受講に必要な交通費、通信費その他の費用は申込者の負担となります。

(4)留学ジャーナルスチューデントプロテクション

留学中の不慮の事態に対して、日本語でアドバイスする24時間電話サービス「留学ジャーナルスチューデントプロテクション(電話によるアドバイスは、ツーリスト インターナショナル アシスタンス サービス株式会社がいたします。)」を実施します。

第5条 (必要書類)

申込者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続に必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申込者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続担当カウンセラーまでお送りください。

第6条 (諸費用)

留学プログラムは、包括料金契約となるためその内訳は明示いたしません。なお、留学費用に含まれるものと含まれないものは次のとおりです。

(1)留学費用に含まれるもの

- ・料金に明示した語学留学・宿泊滞施設料金・食事料金等
- ・料金に明示した空港出迎えまたは送迎等の料金
- ・送金手数料

(2)留学費用に含まれないもの

以下に掲げる費用は、上記第(1)項の費用には含まれません。申込者の利用希望や必要性に応じて、別途手配、請求します。なお、渡航手配は、別途契約による手配となります(旅行取扱:株式会社留学ジャーナル/観光庁長官登録旅行業第1-1695号)。

①航空運賃

希望者には、成田空港またはその他の国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を手配します。航空券の申込み・取消し等は、別に定める標準旅行業約款の「手配旅行契約の部」、「渡航手続代行契約の部」並びに当社の「旅行・航空券取扱条件書」等に準じます。

②各国空港税、国内の空港施設使用料、航空保険料、国際観光旅客税、燃油サーチャージ等、航空券購入時に付随する費用

③寮等一部滞在先に対する保証金(デポジット)

④海外留学保険料

⑤ビザ取得手続(ビザ申請書類作成料)

留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社の指定する旅行代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定める「査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書」に準じ、別途料金にて行います。この場合、大使館または領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくこととなります。留学国や申込者の居住地域によって、または渡航予定日まで十分な時間がない場合は、ビザの代理申請ができない場合があります。なお、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。

⑥必要書類の翻訳が必要な場合における翻訳料

翻訳料(1通あたり)	英語	フランス語
・預金残高証明書	7,700円	8,800円
・卒業証明書	7,700円	11,000円
・成績証明書(大学・短大・高専のもの)	16,500円	22,000円
(高校のもの)	13,200円	22,000円
・戸籍謄本(抄本)		
英語・フランス語とも1枚につき		16,500円~22,000円

⑦緊急連絡費

申込者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先や語学コースあるいは滞在先等の関係各所への緊急連絡をお引受けします。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件1回あたり5,500円にて申し受けます。この場合、申込者は、当社が申込者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。

⑧その他

留学先でかかる交通費、オプションツアー参加費等の個人的費用

第7条 (申込み後の変更と変更手数料)

(1) 出発日前

申込者の都合により、希望留学先における「受入日の変更」「授業コースの変更」「ホームステイから寮への変更」等申込内容及び手配内容の変更の申し出があったとき、当社は可能な限り申込者のご希望に応じます。この場合、当社は留学費用の変更をする場合があります。または、次の変更手数料を申し受けます。ただし、変更に伴い留学先等から別途変更費用の請求があった場合は、申込者の負担となります。

同一学校・コースでの変更日	変更手数料
申込日から起算して8日以内の変更	無料
同9日目以降の変更	33,000円

※上記記載の該当日が当社休業日にあたる場合は、その直前の営業日が該当日になります。なお、営業時間以降の変更は翌日の届出とみなします。

※留学先自体を変更する場合、先に申込みいただいた留学先は取消しとみなし、変更を希望する留学先に新たに申込みをしていただくこととなります。

※空港出迎え手配のため送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申込者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,300円を別途申し受けます。

※契約期間内に留学手続を開始することができず、留学時期の変更を希望される場合は、契約期間の満了前に変更手数料を支払うことにより、変更日を起算日として翌1年以内の出発に限り変更することができます。ただし、出発日が確定せず単に延期となる場合は取消しとみなし、変更を希望する留学先に新たに申込みをしていただくこととなります。また、留学時期等に関する変更の契約期間が満了した場合は、第15条(契約終了後の取扱い)に準じます。

(2) 出発日当日後

申込者の都合により、留学プログラムを途中で同一学校の異なるコースへ変更する場合、必ず現地にて当該機関の同意を得た上で申込者本人が手続を行うものとします。追加費用等が発生する場合、全て申込者の負担となります。また、途中で異なる留学先へ変更された場合は、権利放棄とみなし、返金は一切しません。留学プログラムの延長や変更(コースや滞在方法)の希望においても、全て申込者の責任において当該機関に申込者本人が手続をし、費用の支払いは、当該機関の指示に従うものとします。

第8条 (支払い)

申込者は、本約款の各条項に定められた、申込

金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振込みまたは所定の方法で入金するものとします。この場合、留学費用等の残金は、受入先が期日を定めている場合や制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくことはありません。本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款に基づき、申込者が当社に対して支払った申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申込者に対して返金しません。申込者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申込者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法に必要な差額をお支払いいただきます。

なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払金額が明らかになり次第、当社の指示に従い、当社または支払先との間で過不足金の精算を行っていただきます。また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振込手数料や送金手数料(以下「振込手数料」といいます。)並びに当社から申込者に対して返金する際の振込手数料は、全て申込者の負担となります。

第9条 (申込み後の取消しと返金)

申込者が、申込み後に留学の手続を取消しされる場合は、次の取消料をお支払いいただくことにより、申込内容の全部または一部を解除することができます。なお、審査・満席・抽選の結果によりビザが取得できなかった場合にも、各取消料を申し受けます。申込内容の取消しは、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消しとして取り扱います。希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配手続にかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申込者の負担とします。また、当社がこれを立替払いしたときは、申込者はかかる立替費用を当社に支払うものとします。

取消しの申し出時期	取消料
(イ) 申込日から起算して8日目まで ※ただし(ハ)(二)の場合を除く	取消料なし
(ロ) 申込日から起算して9日目以降で 出発日から起算して遡って31日前まで	30,000円 +留学キャンセル実費 (※1)(※2)
(ハ) 出発日から起算して遡って30日前にあたる日以降出発日の前日まで	50,000円 +留学キャンセル実費 (※1)(※2)
(二) 出発日当日以降	留学費用全額

※1 当料金に消費税はかかりません。

※2 留学キャンセル実費とは、留学先や滞在先等のキャンセル規定により申込者が負担しなければならない費用をいいます。

※申込日から起算して出発日前日迄の期間が30日以内の場合における取消しは(ハ)が適用されます。

※上記規定の該当日が当社休業日にあたる場合は、その直前の営業日が該当日になります。なお、営業時間以降の取消しは翌日の届出とみなします。

出発日当日以降、留学先の短縮や取消しは、原則として返金を一切しません。しかし特別な事情により、留学先からの返金が得られた場合、当社はかかる費用を申込者に代わって代理受領し、留学先からの返金が確認された後、精算書作成日のTTBLレート(電信為替買相場: Telegraphic Transfer Buying)にて換算した上で、申込者に日本円で返金するものとします。

第10条 (各種手続の継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申込者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続の代行ができなかった場合、当社は申込者に対して本約款に基づき、支払い済の費用を一切返金しません。また、その期日に応じて発生した、希望留学先に対するキャンセル料並びに渡航手配手続における航空会社に対するキャンセル料等、当社の責によらない事由により、当社に生じた費用及び損失は、申込者が負担するものとし、別途当社から請求します。申込者は、当社からの請求後、直にかかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第11条 (当社からの解約)

(1) 申込者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

- ① 当社指定の期日までに、第5条(必要書類)に定める必要な書類を送付しないとき。
- ② 当社指定の期日までに、第2条(契約の申込みと成立)、第6条(諸費用)、第7条(申込み後の変更と変更手数料)及び第9条(申込み後の取消しと返金)に定める費用の支払いを行わないとき。
- ③ 所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき。
- ④ 当社に届け出た、申込者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
- ⑤ 本約款に違反したとき。
- ⑥ 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ⑦ 当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑧ 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑨ その他当社の業務上の都合があるとき。

(2) 前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を解約したときは、申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申込者が当社に対して一切返金しません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や渡航手配手続における航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申込者が負担するものとなります。申込者は当社からの請求後、直にかかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

訳先等の業務委託先)に開示します。留学先国によっては、ビザ申請の際、申込者の戸籍謄本または抄本の英訳されたものを求めてくる場合があります。その際、当社は専門の翻訳家あるいは翻訳会社に対して当該書類の翻訳を委託する場合があります。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申込者が提供した個人情報を第三者に開示することはありません。次の②号と③号のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

①申込者本人が個人情報の開示に同意している場合

②法令により開示が求められた場合

③申込者本人または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合

④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

(4)個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報の持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申込者が提供した個人情報の内容を申込者の同意を得ずして変更することはありません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。前項④号及び情報の解析や分析において、他の情報と照合することにより個人の特定が可能な「クッキー情報」を得る必要がある場合も申込者本人の同意を得た上で使用するものとします。

(5)個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当社は、申込者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。

(6)個人情報保護に関する相談窓口

個人情報保護に関するお問合わせ・ご要望は、次の「お問合わせ窓口」へご連絡ください。

お客様相談室

連絡先：03-5312-4421 (代)

(平日のみ 10:00～18:00)

第18条 (管轄裁判所)

本約款に関する訴訟、その他一切の法的手続(裁判所の調停手続を含む。)については、訴額により東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条 (定型約款の変更)

本約款の変更が契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは変更することがあります。変更にあたっては、その効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページにて効力発生日以前に一定期間をもって告知します。当該告知後、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、申込者は本約款の変更に同意したものとします。

第20条 (準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第21条 (発効期日)

本約款の内容は、2026年4月19日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件等の変更があった場合は、第19条に従って告知し、効力発生日以降は留学ジャーナルオンライン(www.ryugaku.co.jp)に掲載の最新定型約款を適用します。

※「ワーキングホリデーサポートプログラム」にお申込みの場合、別途お渡しする「ワーキングホリデーサポートプログラム定型約款」に同意していただきます。